

静岡県風しん抗体検査事業実施要領

1 目的

平成 25 年の風しんの流行により、この年の風しん患者報告数は、全国で 14,357 人、本県は 149 人となり、平成 20 年の全数把握調査の開始以降、全国、県ともに最大の流行となった。

また、流行の中心は、20 代から 50 代の男性であったが、この世代は、風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかったことや未接種者の割合が高いことから、風しんの再流行が懸念されている。

これまで、先天性風しん症候群は、本県では報告されていないが、全国では平成 11 年から令和 3 年までに 70 人報告されている。

当事業は、医療機関において無料で風しん抗体検査を受けられる体制を整備することで、出産に対する不安感の軽減やこどもの健康保持のため、風しんの感染予防及びまん延防止を図り、先天性風しん症候群を予防することを目的とする。

2 事業主体

本事業は、静岡県(以下「県」という。)が、医療機関の協力を得て行う。

3 実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 検査対象者

検査対象者は、県内(静岡市・浜松市を除く)に住民票の住所を有する「妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の同居者又は抗体価の低い妊婦の同居者(いずれも過去に風しんにかかる抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く※)」であって、居住地を所管する保健所長に対して様式第 1 号により申請を行い、保健所長が風しん抗体検査受診券(様式第 1 号の 2)(以下「受診券」)を発行した者とする。

※ 「H I 法において抗体価が 32 倍以上の者」、
「E I A 法(ルベラ I g G 抗体)において抗体価が 8.0 以上の者」、
「E I A 法(風疹 / I g G 抗体)において抗体価が 30 以上の者」、
「E L F A 法において抗体価が 45 以上の者」、
「L T I 法において抗体価が 30 以上の者」、
「C L E I A 法(ルベラ I g G 抗体)において抗体価が 45 以上の者」、
「C L E I A 法(風疹 I g G 抗体)において抗体価が 14 以上の者」、
「F I A 法(BioPlex MMRV I g G 抗体)において抗体価が 3.0 以上の者」、
「F I A 法(BioPlex ToRC I g G 抗体)において抗体価が 30 以上の者」、
「その他の検査法において、これらに相当する抗体価が認められる者」

5 受診券の有効期限

受診券の有効期限は、発行日から2か月後又は、令和7年3月10日のいずれか早い日とし、保健所長は、受診券の発行時にこの有効期限を記入する。

なお、検査前に受診券の有効期限が到来した場合は、当初の申請書を基に、保健所長が再発行をする。

また、未使用で有効期限の切れた受診券は保健所へ返納することとする。

6 協力医療機関

県と委託契約を締結し、検査に協力する医療機関は、風しん抗体検査事業協力医療機関リストのとおりとする。

7 検査方法等

検査は、4に規定する検査対象者のうち、有効期限内の受診券を有する者に対して、6の協力医療機関において実施する。

検査方法は、原則HI法で行うものとするが、4の※であげた検査でも可能とする。

8 結果の通知及び予防接種の勧奨

協力医療機関は、様式第2号により、検査受診者に検査結果を令和7年3月31日までに通知する。

なお、以下の者は「十分な量の抗体がない」者とみなし、予防接種の勧奨を行う。

「HI法において抗体価が16倍以下の者」

「EIA法(ルベラIgG抗体)において抗体価が8.0未満の者」

「EIA法(風疹/IgG抗体)において抗体価が30未満の者」

「ELFA法において抗体価が45未満者」

「LTI法において抗体価が30未満の者」

「CLEIA法(ルベラIgG抗体)において抗体価が45未満の者」

「CLEIA法(風疹IgG抗体)において抗体価が14未満の者」

「FIA法(BioPlex MMRV IgG抗体)において抗体価が3.0未満の者」

「FIA法(BioPlex ToRC IgG抗体)において抗体価が30未満の者」

「その他の検査法において、これらに相当する抗体価が認められる者」

9 検査費用の徴収

検査に係る費用は、検査受診者からは徴収しない。

10 委託事業実施報告及び委託料請求

協力医療機関は、受診券を発行した保健所へ毎月末日までに前月分の実施報告書(様式第1号の2)及び請求書(様式第3号)を提出する。

ただし、令和7年3月実施分については、令和7年4月15日までに提出する。

11 プライバシーの保護

事業の実施に当たっては、個人情報の保護について十分留意する。

12 その他

この要領に定めのない事項については、県と県医師会が協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和6年度に適用する。